

# 社会福祉法人紫水会 報酬支給基準

平成29年4月1日

社会福祉法人紫水会評議員会

## (趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人紫水会（以下「紫水会」という。）の評議員並びに役員（理事・監事）が、紫水会の業務を遂行するために支給する報酬について定めるものであり、報酬が不当に高額になることを防ぐためである。

## (用語の意義)

第2条 この基準において報酬とは、紫水会における業務を遂行するために出勤した場合の報酬をいう。役職の地位にあることのみによって支給されるものではない。また、旅費交通費や研修会参加費等の費用弁償支給は報酬に含まれるものではない。

## (業務の内容)

第3条 第2条における業務とは、評議員にあつては、定款第3章第10条に定める業務をいうものであり、役員にあつては、定款第4章第17条・第18条、第5章第25条、及び理事会運営規程第6条に定める業務をいうものとする。

## (報酬)

第4条 評議員の報酬は各年度の総額が7万円を超えない範囲内で、勤務の実態に即して支給する。1回の報酬額は3千円の範囲内とする。

役員は各年度の総額が15万円を超えない範囲内で、勤務の実態に即して支給する。1回の報酬額は3千円の範囲内とする。なお、業務内容の実態に鑑み、理事長には別途年額20万円の範囲内で報酬を支給する。

## (報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給方法については、その都度、法人より現金で支給するものとする。ただし、源泉徴収票は、その年の最終評議員会・理事監事会時に渡すものとする。

## (その他必要な事項) -

第6条 この基準の施行に関し必要な事項は、評議員会で定めるものとする。

## 附則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この基準の適用は、平成29年6月5日から実施する。

## 評議員及び役員（理事・監事）の旅費支給基準

平成29年4月1日  
社会福祉法人紫水会評議員会

### （目的）

第1条 この基準は、紫水会評議員・理事・監事に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （旅費の支給）

第2条 評議員及び理事・監事が、出張した場合には、旅費を支給する。

### （出張命令）

第3条 業務による出張は、理事長の出張命令によって、行わなければならない。

### （旅費の種類）

第4条 旅費の種類は、交通費とする。

1 評議員会及び理事会・監事会に出席した場合の交通費は次のとおりとし、上限を3千円とする。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ①経路が片道2 km未満       | 1千円 |
| ②経路が片道2 km以上4 km未満 | 2千円 |
| ③経路が片道4 km以上       | 3千円 |

2 評議員及び理事・監事が、社会福祉法人研修会に代表出席した場合は、交通費及び日当を含め、一日研修は6千円、半日研修は4千円とする。

### （旅費の請求手続）

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書に必要な書類を添付して、支出命令者に提出しなければならない。

### （旅費の支払い及び精算）

第6条 旅費は、出張命令期間終了後、通貨にて相当額を請求者に支払う。

### 附則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この基準の適用は、平成29年6月5日から実施する。